第二千六百六十九号

平成十九年四月二十三 日 |十三号) の一部を次のように改正する。 福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則

(昭和四十七年福岡県人事委員会規則第

増 刊

目 次

再

掲

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課)

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局給与公平課) Ξ

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局任用課)

兀

掲

再

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに

公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

(1) 第二条の表中 第二条中「各課に」を削る。

任 用 課 任用係 試験係 を

任 用 課

に改める。

第三条を次のように改める

(任用課の所掌事務)

第三条 任用課の所掌事務は、次のとおりとする。

委員及び委員会の会議に関すること。

庶務及び財務会計に関すること。

広報に関すること。

兀 競争試験に関すること。

五 選考に関すること。

七 人事制度の総合的調査研究に関すること。

任用に関すること (前二号に規定する事務を除く。)。

職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。

職階制に関する計画の立案及び実施に関すること。

+ 職員の定年等に関すること。

+ 人事行政の運営等の状況の公表に関すること。

<u>+</u> 他課に属しないこと。

第五条の表第六号の次に次の一号を加える。

6 の 2 企画主幹

上司の命を受け、 課長等を補佐する。 企画、 調整等に関する事務に関し、

当該課長又は副

第五条の表第八号及び第九号中「係の長」 を「係長等」に改める。

第六条第一項中 「事務局の各課に課長補佐を、 事務局の各課の各係」 を「給与公平課

に課長補佐を、給与公平課の各係」に改める。

を「任用課に事務主査又は技術主査を、給与公平課の各係」に改める。 第六条第二項中「参事補佐」の下に「、企画主幹」を加え、 「事務局の各課の各係」

定期発行日 毎週月水金曜日

ΙĆ

を

ľ

秘書室長

技術次長

県立病院対策長 九州国立博物館対策長

農地整備対策長

東京事務所

副所長 所長

四種

を

東京事務所

副所長

四種

ĺĆ

種

企画監

消防学校

校長

三種

センター アジア文化交流

副所長

を

所長

-種

科衛生学院 歯科大学附属歯

学院長

五種 四 種 する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

す る。 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布

平成十九年四月十九日

福岡県人事委員会委員長 谷 水

央

消費生活センタ

所長

食肉衛生検査所

所長

障害者更生相談

所長

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 福岡県の職員の管理職手当に関する規則 (昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号

別表第一知事部局の項中

理事 (人事委員会が定

めるものに限る。

理事 (人事委員会が定

開発校

計量検定所 商工事務所

所長 所長 障害者職業能力

校長

労働福祉事務所

所長

高等技術専門校

校長

パスポー トセン

所長

を 次長 秘書室長 めるものに限る。) 農地整備対策長 技術次長

ビ

種

科衛生学院 歯科大学附属歯 消防学校 学院長 校長 五種 三種 ĺĆ

> 附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県人事委員会委員長 谷 水

央

福岡県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号) の一

iを次のように改正する。

		三 種									
を											
計量検定所	商工事務所	開発校障害者職業能力	高等技術専門校	労働福祉事務所	ター パスポートセン	センター	アジア文化交流	I	消費生活センタ	食肉衛生検査所	所管害者更生相談
所長	所長	校 長	校長	所長	所長	副所長	所長		所長	所長	所 長
三 種							_ 種			三種	

この規則は、

公布の日から施行する。

附

則

福岡県公告式条例

うに改める。 に改め、 別表第一 知事部局の項中 マ 九州国立博物館室」 医監 を削り、 九州国立博物館対策長 同表人事委員会事務局の項職の欄を次のよ 県立病院対策長」 を 医監

事務局長 企画主査 事務局次長 事務主査 副 理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補佐 企画主幹

交流センター の項を削り 別表第二東京事務所の項中 「副所長 企画監」 を 「副所長」 に改め、 同表アジア文化

アジア文化交流センター 消費生活センター 消費生活センター 所長 所長 所長 副 所長 に改める。 を

福岡県人事委員会訓令第二号

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)

第五条第一項において準用

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月十九日

務 局

> 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 福岡県人事委員会委員長

谷 水

央

部を次のように改正する。 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程 (平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)

第十一条の表中課長の決裁事項及び副課長の決裁事項の項を次のように改める。

課長が指定する職員 給与公平課にあっては課長 任用課にあっては副課長、 任用課にあっては課長が指定する職員 課長が指定する職員 掌する係の係長 給与公平課にあっては当該事務を所

別表第二 三 事務局長の権限に属する事務のうち主務課長に専決させる事項の表任

用課の項第三項第七号中「試験監督員に限る」を

この訓令は、 公布の日から施行する。

箇月二 三五〇円(税込・郵便料別)

定価

「面接試験委員を除く」に改める。



の